

丹波市の公共建築物等における木材利用の促進に関する方針

平成 24 年 3 月 30 日策定

第 1 趣旨

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、兵庫県が定めた兵庫県公共建築物木材利用促進方針（以下、県方針）に即して、丹波市における木造・木質化等を推進するため、「丹波市の公共建築物等における木材利用の促進に関する方針」（以下、本方針という。）を下記のとおり定める。

第 2 公共建築物等における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

本方針は、丹波市における公共建築物の木造化及び内装等の木質化並びに土木資材、備品、消耗品及び木質バイオマスの利用を対象とする。

1. 丹波市は、公共建築物の整備において、可能な限り木造化又は内装等の木質化を図ることとする。
2. 丹波市は、公共土木工事等における工作物について、木材（間伐材）の利用をすすめるとともに、備品類、消耗品等の購入、木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラー等の導入についても、燃料の安定供給や適切な維持管理に配慮しつつ促進に努めるものとする。

第 3 丹波市が整備する公共建築物等における木材利用の目標

丹波市が整備する公共建築物等においては、法令や機能等の制限により木材の利用が困難なものを除き、以下のとおり木材の利用をすすめるものとする。

また、多くの市民が木造化及び内装等の木質化された施設等に触れ親しみ、木材の持つ優れた特性や木材利用の意義を知ることが出来るよう P R 及び普及に努めるものとする。

1. 低層の公共建築物を中心に木造化を図るものとする。
2. 直接又は報道機関等を通じて間接的に市民の目に触れる機会が多いと考えられる展示効果の高い部分を中心に、内装等の木質化を促進するものとする。
3. 公共土木工事等の工作物について木材（間伐材）の利用をすすめるものとする。
4. 公共建築物において、ぬくもりと機能性をもつ自然素材として、木材を原材料として使用した備品類・消耗品等の利用に配慮する。
5. 公共建築物において暖房器具やボイラーを設置する場合は、木質バイオマス燃料の利用に配慮する。
6. なお、木造化が困難な建築物は、内装等の木質化をすすめるものとする。

また、法令や機能等の制限により内装等の木質化が困難な施設については、リ

ラックス効果等の見込まれる木材利用が効果的な部分を中心に、木製品や調度品等の導入に努めるものとする。

7. 利用する木材製品のうち、グリーン調達方針に規定する特定調達品目に該当するものは、原則として、グリーン調達方針に示された「判断の基準」を満たすものとする。

第4 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項

公共建築物における木材利用を促進するには、利用空間を確保するため求められる長尺・大断面の木材及び合法性等が証明された木材が、低コストで円滑に供給される必要がある。

このため、森林所有者や素材生産業者等の林業従事者、木材製造業者その他の木材の供給に携わる者が連携して①林内路網の整備、林業機械の導入、人材の育成、森林の団地化等による林業の生産性の向上、②木材の需給に関する情報の共有、③木材の安定供給・調達に関する合意形成の促進、④木材利用の動向やニーズに応じた木材製品の企画・開発や木材の適切な供給のための木材製造の高度化・流通の合理化、⑤合法性等が証明された木材やJAS製品の供給体制の整備等に取り組み地域材の安定供給を図るものとする。

第5 その他公共建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

1. 公共建築物等の整備に当たっては、建設コストのみならず、維持管理や解体廃棄コストを含めたライフサイクルコストを検討するほか、木材利用の意義や効果を配慮する。

備品や消耗品についても、購入コストや木材利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

木質バイオマスを燃料とする暖房器具やボイラーの導入にあたっては、当該暖房器具やボイラーの導入及び燃料の調達に要するコスト、燃焼灰の処分を含む維持管理に要するコスト及びその体制についても考慮する必要がある。

2. 本方針の具体的な取組の方法は、丹波市役所内に関係部局間の連絡・調整を行う会議を設置するとともに、「公共建築物等における木材利用推進プラン（仮称）」を策定し、公共建築物等における木材利用を計画的に推進するものとする。
3. 公共建築物等の木材利用を推進するためには、市町域にとどまらない広域的な視点にたった木材の効率的かつ安定的な供給体制の整備や、木造施設の整備状況など木造化・木質化に関する情報共有が必要なことから、県・他市町との連携を図りながら木材利用の推進を図るものとする。